特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務に関する事務							
②事務の概要	・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民健康保険税の賦課、更生、減免、徴収 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤替促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。							
③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム							

2. 特定個人情報ファイル名

- ・国民健康保険税情報ファイル
- ・国民健康保険税資格ファイル
- ・宛名テーブル・宛名履歴テーブル

3. 個人番号の利用

関する法律第9条
目す

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31 7,91,92,94,97,101,102,103,106,107,10 【情報照会】27項	1,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,8 08,113,114,115,116,117,120項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
-----	--------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	連絡先 多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111							
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した							
適用した理由								

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

	with a facility to the	- A.L. 1999
しきい		- Carlot

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ・文は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	・ムを通じた入り	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			<選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 犋	定個人情報の保管・ 済	肖去					
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である	1	2) 十分	R肢> □力を入れている ♪である 圓が残されている	
8. 人	手を介在させる作業				[]人手を介在	Eさせる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である	1	2)十分3)課題	ニ力を入れている }である 昼が残されている	
	判断の根拠	ミスイナ おいにの 特別 いっぱい はいり はいじょう はいじょう はいり	き生するリスクへの対象 ンバー利用事務におり 最による照会を行うこと	策は十分であ けるガイドラーンを厳守しているが、いずれいが 対策は十分でいま書等(し 号及び本人	ると考えられる。 ンに従い、住基ネットる。また、上記のほり 高面においても複数あると考えられる。 SBメモリを含む。)の 「報のデータベースィ	<の照会を行うごとを厳守して ト照会を行う際には4情報又か、下記の局面で特定個人付数人での確認を行うようにして 保管 への入力	は住所を含 情報の取扱
9. 監	査						
実施の	の有無	[0]	自己点検	[O]	引部監査	[] 外部監査	
10. 1	従業者に対する教育・ ┘	啓発					
従業者							
11. ±	最も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全項目評価	西又は重点項目評価を実	施する
最も個る対策	優先度が高いと考えられ ⋮	<選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	技> 目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正。 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスクへ、事務に必要で不正に使用な使用等のりでかれるリステンステムを追いる。	の対策 のない情報との紐付されるリスクへの対策 スクへの対策 とつの対策(委託や情報 じて目的外の入手が じて不正な提供が行き	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]	2) +5	R版> □力を入れている ♪である ■が残されている	
情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲は必要最小限ようにしている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者の研修において理席次のロク 徹底を呼びかけている。以上より対策は十分であると考えられる。				者には、事務取扱担	1当者の研修において理席次		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	大矢直幸	上田綾子	事後	忘却
	コロウ省 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名 称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約シ ステム		
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 [情報提供]なし [情報照会]27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 [情報提供]なし [情報提供]なし [情報照会]20条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.6.9.11.1.6.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39 .40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71. 74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108 .113.114.115.116.117.120項 【情報照会】27項	事後	法改正等のため
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府·総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	法改正等のため
令和7年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	_	十分である/判断の根拠・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うにとを厳守しており、人為的これが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータペースへの入力・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追 加)
令和7年10月1日	スられる対策	_	6)情報ネットワークシステムを通じて目的外の 入手が行われるリスクへの対策/十分である/ 判断の根拠 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲は必要最 小限となるようにしている。また、アクセス権限 の所有者には、事務取扱担当者の研修におい て理席次のログアウト徹底を呼びかけている。 以上より対策は十分であると考えられる。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追 加)
令和7年10月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年10月1日	耳り 取扱学数 いつ味らの	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの